

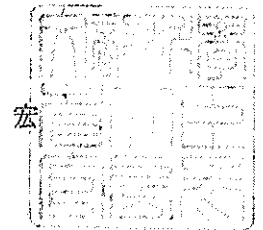


2 文科施第300号
令和2年11月17日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各国公立大学長
各国公立高等専門学校長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた地方公共団体の長
各大学共同利用機関法人機構長
国立教育政策研究所長
科学技術・学術政策研究所長 殿
日本学士院長
日本芸術院長
各文部科学省独立行政法人の長
各文部科学省国立研究開発法人の長
日本私立学校振興・共済事業団理事長
公立学校共済組合理事長

文部科学省大臣官房長

増子



(印影印刷)

文部科学省防災業務計画の修正について（通知）

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第1項の規定に基づき、文部科学省防災業務計画を修正したので通知します。

今回、主に新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症拡大防止についても配慮し、文部科学省防災業務計画を修正しております。つきましては、貴職におかれましても、防災担当部局と連携し、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症拡大防止についても配慮し、必要に応じ各種計画を改定等していただきますようお願いいたします。

なお、都道府県教育委員会教育長におかれては、所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校に対して、都道府県知事におかれては、所轄の学校及び学校法人等並びに域内の市区町村認定こども園所管部局、所轄の認定こども園及び認定こども園の設置者に対して、附属学校を置く国公立大学長におかれては、その管下の学校に対して、構造改革

特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校設置会社に対しても周知していただくようお願いします。

○文部科学省防災業務計画（令和2年11月17日）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/gyoumu/1329040.htm

担当 文教施設企画・防災部

参事官（施設防災担当）付防災調整係

電話 03-5253-4111（内線2290）